

第 12 章

事後調査の計画

第 12 章 事後調査の計画

12-1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由

12-1-1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は、表 12-1-1 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域は工業専用地域であり、対象事業実施区域の周辺は工業団地となることから、事後調査を実施する項目の選定については、生活環境への影響を中心に検討した。

表 12-1-1 事後調査項目の選定結果

環境影響評価項目	影響要因の区分	環境影響要因	事後調査項目 選定結果
大気質	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用時	施設の稼働	○
		廃棄物運搬車両等の走行	○
騒音・低周波音	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用時	施設の稼働	×
		廃棄物運搬車両等の走行	○
振動	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用時	施設の稼働	×
		廃棄物運搬車両等の走行	○
悪臭	存在・供用時	施設の稼働	×
土壌	工事中	造成等の工事	×
	存在・供用時	施設の稼働	×
動物	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用時	施設の存在	×
植物	工事中	造成等の工事	×
	存在・供用時	施設の存在	×
生態系	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
		造成等の工事	×
	存在・供用時	施設の存在	×
景観	存在・供用時	施設の存在	○
自然とのふれあいの場	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用時	施設の存在	×
		施設の稼働	×
日照阻害	存在・供用時	施設の存在	×
電波障害	存在・供用時	施設の存在	×
廃棄物等	工事中	造成等の工事	×
	存在・供用時	施設の稼働	×
温室効果ガス等	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用時	施設の稼働	×
		廃棄物運搬車両等の走行	×

注)「○」は事後調査項目に選定することを、「×」は事後調査項目から除外することを表す。

12-1-2 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査項目から除外する項目及びその理由については、表 12-1-2(1)～表 12-1-2(2)に示すとおりである。

表 12-1-2(1) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	環境影響要因	除外する理由
大気質	工事中	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う大気質の影響は、小さいと予測された。また、建設機械の稼働に伴う大気質の影響範囲は小さく、対象事業実施区域周辺は工業団地であるため民家等の生活環境が存在しない。 このため、建設機械の稼働による大気質への影響については、事後調査項目から除外する。
騒音・低周波音	工事中	建設機械の稼働	建設機械の稼働及び施設の稼働による騒音・低周波音の影響は、小さいと予測された。また、建設機械稼働及び施設の稼働に伴う騒音・低周波音の影響範囲は小さく、対象事業実施区域周辺は工業団地であるため民家等の生活環境が存在しない。 このため、建設機械の稼働及び施設の稼働による騒音・低周波音への影響については、事後調査項目から除外する。
	存在・供用時	施設の稼働	
振動	工事中	建設機械の稼働	建設機械の稼働及び施設の稼働による振動の影響は、小さいと予測された。また、建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う振動の影響範囲は小さく、対象事業実施区域周辺は工業団地であるため民家等の生活環境が存在しない。 このため、建設機械の稼働及び施設の稼働による振動への影響については、事後調査項目から除外する。
	存在・供用時	施設の稼働	
悪臭	存在・供用時	施設の稼働	施設の稼働による悪臭の影響は、小さいと予測された。また、施設の稼働に伴う悪臭の影響範囲は小さく、対象事業実施区域周辺は工業団地であるため民家等の生活環境が存在しない。 このため、施設の稼働による悪臭への影響については、事後調査項目から除外する。
土壌	工事中	造成等の工事	造成等の工事による土壌の影響は、小さいと予測された。また、造成等の工事による土壌の搬出は「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」に基づき適切に管理する。 このため、造成等の工事による土壌への影響については、事後調査項目から除外する。
	存在・供用時	施設の稼働	施設の稼働による土壌の影響は、小さいと予測された。また、施設の稼働に伴い排出されるばい煙の拡散に伴って拡散・沈降すると想定されるダイオキシン類については、大気質の調査を実施する。 このため、施設の稼働による土壌への影響については、事後調査項目から除外する。
動物	工事中	造成等の工事	保全すべき種への影響は小さいと予測された。また、対象事業実施区域内で確認された保全すべき種は、上空を通過したハヤブサのみであり、ハヤブサの営巣適地は高層建造物や崖の岩棚などであることから当地を繁殖地とすることは考えにくい。 このため、工事の実施、施設の存在及び施設の稼働による動物への影響については、事後調査項目から除外する。
	存在・供用時	施設の存在 施設の稼働	
植物	工事中	造成等の工事	保全すべき種への影響は小さいと予測された。また、確認された保全すべき種はいずれも対象事業実施区域外であった。 このため、工事の実施、施設の存在及び施設の稼働による植物への影響については、事後調査項目から除外する。
	存在・供用時	施設の存在 施設の稼働	

表 12-1-2(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響 評価項目	影響要因 の区分	環境影響要因	除外する理由
生態系	工事中	造成等の工事	生態系への影響は小さいと予測された。また、対象事業実施区域の樹林地の改変率は、予測地域全体の 1%以下となり、対象事業実施区域周辺に広く樹林地が存在すること、対象事業実施区域内の緑地整備により、現況と同様の樹林地等を整備することから、供用後における対象事業実施区域及びその周辺において、選定した着目種等が生息・生育する生態系は、維持されると予測される。 このため、工事の実施、施設の存在及び施設の稼働による生態系への影響については、事後調査項目から除外する。
	存在・供用時	施設の存在 施設の稼働	
自然との ふれあいの場	工事中	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行	自然とのふれあいの場は、対象事業実施区域から約 200m 以上離れており、改変等の直接的な影響はなく、工事の実施に伴う大気質、騒音及び振動等の他項目における影響、並びに存在・供用に伴う大気質、騒音及び振動等の他項目における影響は、環境保全目標との整合が図られており、自然とのふれあいの場への影響は小さいと予測された。また、工事の実施時における資材運搬等の車両の走行に伴う利用者への影響については、利用者の走行ルートの一部で重複し、交通量を増加させるものの、増加率は約 0.6%と小さく、大気質、騒音、振動等の他の項目における影響は、環境保全目標に適合しており、影響は小さいと予測された。 このため、工事の実施及び施設の存在による自然とのふれあいの場への影響については、事後調査項目から除外する。
	存在・供用時	施設の存在 施設の稼働	
日照障害	存在・供用時	施設の存在	日照障害の予測手法は精度が確保され、施設の存在によって周辺地域に生じる日照障害は、北側駐車場及び工場棟に限られ、生活環境への大きな影響はないと予測された。 このため、施設の存在による日照障害の影響については、事後調査項目から除外する。
電波障害	存在・供用時	施設の存在	電波障害の予測手法は精度が確保され、施設の存在に伴う電波障害の遮蔽障害範囲には、住宅等の生活関連施設は存在せず、遮蔽障害の可能性がある工場棟に関しても、障害局とは異なる局にて受信しているため、正常に受信できると予測された。 このため、施設の存在による電波障害の影響については、事後調査項目から除外する。
廃棄物等	工事中	造成等の工事	造成等の工事及び施設の稼働に伴う廃棄物等への影響は小さいと予測された。また、環境の保全に関する配慮方針を遵守することにより環境保全目標との整合が図られていると評価された。 このため、造成等の工事及び施設の稼働による廃棄物等への影響については、事後調査項目から除外する。
	存在・供用時	施設の稼働	
温室効果 ガス等	工事中	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行	工事中及び施設の存在・供用に伴う温室効果ガス等への影響は小さいと予測された。また、環境の保全に関する配慮方針を遵守することにより環境保全目標との整合が図られていると評価された。 このため、工事中及び施設の存在・供用に伴う温室効果ガス等への影響については、事後調査項目から除外する。
	存在・供用時	施設の稼働 廃棄物運搬車両等の走行	

12-2 事後調査の方法等

12-2-2 調査内容

1. 大気質

本事業における予測において、不確実性を伴うため、生活環境への影響の程度を把握することを目的として、工事中における資材運搬等の車両の走行、並びに存在・供用時における施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行に伴う大気質の状況等について事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。事後調査の内容は、表 12-2-1 (1)～表 12-2-1 (2)に示すとおりである。

表 12-2-1 (1) 事後調査の内容（工事中における大気質への影響）

環境影響 要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
資材運搬等の 車両の走行	沿道大気の状況 （二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質）	資材運搬等の車両 の走行による影響 が最大と想定され る時期（7日間連 続）	資材運搬等の車両の 主要な走行経路上の 1地点（現地調査地 点に同じ（図 12-2- 1(1)、図 12-2-1(5) 参照））	「二酸化窒素に係る 環境基準について」 （昭和 53 年環境庁 告示第 38 号）に定 める方法 「大気の汚染に係る 環境基準について」 （昭和 48 年環境庁 告示第 25、35 号） に定める方法

表 12-2-1(2) 事後調査の内容（存在・供用時における大気質への影響）

環境影響 要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の稼働	環境大気の状態 （二酸化窒素、 二酸化硫黄、浮 遊粒子状物質、 塩化水素、ダイ オキシン類、水 銀、降下ばいじ ん）	施設の稼働が定常 状態となる時期 （7日間連続）	対象事業実施区 域及び周辺地域 4地点 （現地調査地点 に同じ（図12- 2-1(1)～図12- 2-1(5)参照））	「二酸化窒素に係る環境 基準について」（昭和53 年環境庁告示第38号）、 「大気の汚染に係る環境 基準について」（昭和48 年環境庁告示第25、35 号）、「大気汚染物質測定 法指針」（昭和63年、環 境庁）、「ダイオキシン類 による大気の汚染、水質 の汚濁（水底の底質の汚 染を含む。）及び土壌の汚 染に係る環境基準」（平成 11年環境庁告示第68 号）、「有害大気汚染物質 測定方法マニュアル」（平 成23年、環境省）、「ダス トジャー法衛生試験法 （日本薬学会）」に定める 方法
	地上気象 （風向・風速）		対象事業実施区 域内1地点 （現地調査地点 に同じ（図12- 2-1(1)、図12- 2-1(3)参照））	「地上気象観測指針」（平 成14年、気象庁）に定め る方法
廃棄物運搬 車両等の走行	沿道大気の状態 （二酸化窒素、 浮遊粒子状物 質）	施設の稼働が定常 状態となる時期 （7日間連続）	廃棄物運搬車両 等の主要な走行 経路上の1地点 （現地調査地点 に同じ（図12- 2-1(1)、図12- 2-1(5)参照））	「二酸化窒素に係る環境 基準について」（昭和53 年環境庁告示第38号）、 「大気の汚染に係る環境 基準について」（昭和48 年環境庁告示第25、35 号）に定める方法

2. 騒音

本事業における予測において、不確実性を伴うため、生活環境への影響の程度を把握することを目的として、工事中における資材運搬等の車両の走行、並びに存在・供用時における廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音の状況等について事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。事後調査の内容は、表 12-2-2(1)～表 12-2-2(2)に示すとおりである。

表 12-2-2(1) 事後調査の内容（工事中における騒音の影響）

環境影響 要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
資材運搬等の 車両の走行	道路交通騒音 道路交通の状況 （交通量、走行 速度）	資材運搬等の車両 の走行による影響 が最大と想定され る時期 （平日 7～19 時連 続）	資材運搬等の車両の 主要な走行経路上の 1 地点 （現地調査地点のう ち、ST-6 (No.2) (図 12-2-1 (6) 参照)) ST-5 (No.1) は周辺に 民家等の生活環境が なく、工業専用地域 であり環境基準が適 用されないことから 除外した。	「騒音に係る環境基 準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定める方法 交通量は、車種別 （大型車、小型車、 自動二輪車）・方向 別にカウンターにて 計数する方法 走行速度は、1 時間 毎にスピードガンで 測定する方法

表 12-2-2(2) 事後調査の内容（存在・供用時における騒音への影響）

環境影響 要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
廃棄物運搬 車両等の走 行	道路交通騒音道 路交通の状況 （交通量、走行 速度）	施設の稼働が定常 状態となる時期 （平日・休日の 7 時～19 時連続）	廃棄物運搬車両等の 主要な走行経路上の 1 地点 （現地調査地点のう ち、ST-6 (No.2) (図 12-2-1 (6) 参照)) ST-5 (No.1) は周辺に 民家等の生活環境が なく、工業専用地域 であり環境基準が適 用されないことから 除外した。	「騒音に係る環境基 準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定める方法 交通量は、車種別 （大型車、小型車、 自動二輪車）・方向 別にカウンターにて 計数する方法 走行速度は、1 時間 毎にスピードガンで 測定する方法

3. 振動

本事業における予測において、不確実性を伴うため、生活環境への影響の程度を把握することを目的として、工事中における資材運搬等の車両の走行、並びに存在・供用時における廃棄物運搬車両等の走行に伴う振動の状況等について事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。事後調査の内容は表 12-2-3(1)～表 12-2-3(2)に示すとおりである。

表 12-2-3(1) 事後調査の内容（工事中における振動の影響）

環境影響 要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
資材運搬等の 車両の走行	道路交通振動 道路交通の状況（交通量、走行速度）	資材運搬等の車両の走行による影響が最大と想定される時期 （平日 7～19 時連続）	資材運搬等の車両の主要な走行経路上の 1 地点 （現地調査地点のうち、ST-6 (No.2)（図 12-2-1 (6) 参照）） ST-5 (No.1) は周辺に民家等の生活環境がなく、工業専用地域であり要請限度が適用されないことから除外した。	「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に定める方法 交通量は、車種別（大型車、小型車、自動二輪車）・方向別にカウンターにて計数する方法 走行速度は、1 時間毎にスピードガンで測定する方法

表 12-2-3(2) 事後調査の内容（存在・供用時における振動への影響）

環境影響 要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
廃棄物運搬車両等の走行	道路交通振動 道路交通の状況（交通量、走行速度）	施設の稼働が定常状態となる時期 （平日・休日の 7 時～19 時連続）	廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上の 1 地点 （現地調査地点のうち、ST-6 (No.2)（図 12-2-1 (6) 参照）） ST-5 (No.1) は周辺に民家等の生活環境がなく、工業専用地域であり要請限度が適用されないことから除外した。	「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に定める方法 交通量は、車種別（大型車、小型車、自動二輪車）・方向別にカウンターにて計数する方法 走行速度は、1 時間毎にスピードガンで測定する方法

4. 景観

本事業における予測において、不確実性を伴うため、生活環境への影響の程度を把握することを目的として、存在・供用時における施設の存在に伴う景観の状況について事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。事後調査の内容は、表 12-2-4 に示すとおりである。

表 12-2-4 事後調査の内容（存在・供用時における景観への影響）

環境影響 要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の存在	景観の状況 （眺望景観）	新施設完成後 （1 回）	対象事業実施区域周 辺 6 地点（現地調査 地点のうち、中景及 び遠景地点（図 12- 2-1 (7) 参照） ST-1～ST-7 は近隣に 住宅等がなく、歩行 者や公園等の利用も 少ないことから除外 した。	写真撮影による方法

5. 事後調査の調査地点

事後調査を実施する大気質、騒音、振動、景観の調査地点は図 12-2-1 (1)～(7)に示すとおりである。

6. 事後調査の工程

本事業の実施にあたり、調査を予定する事後調査の工程を表 12-2-5 に示す。

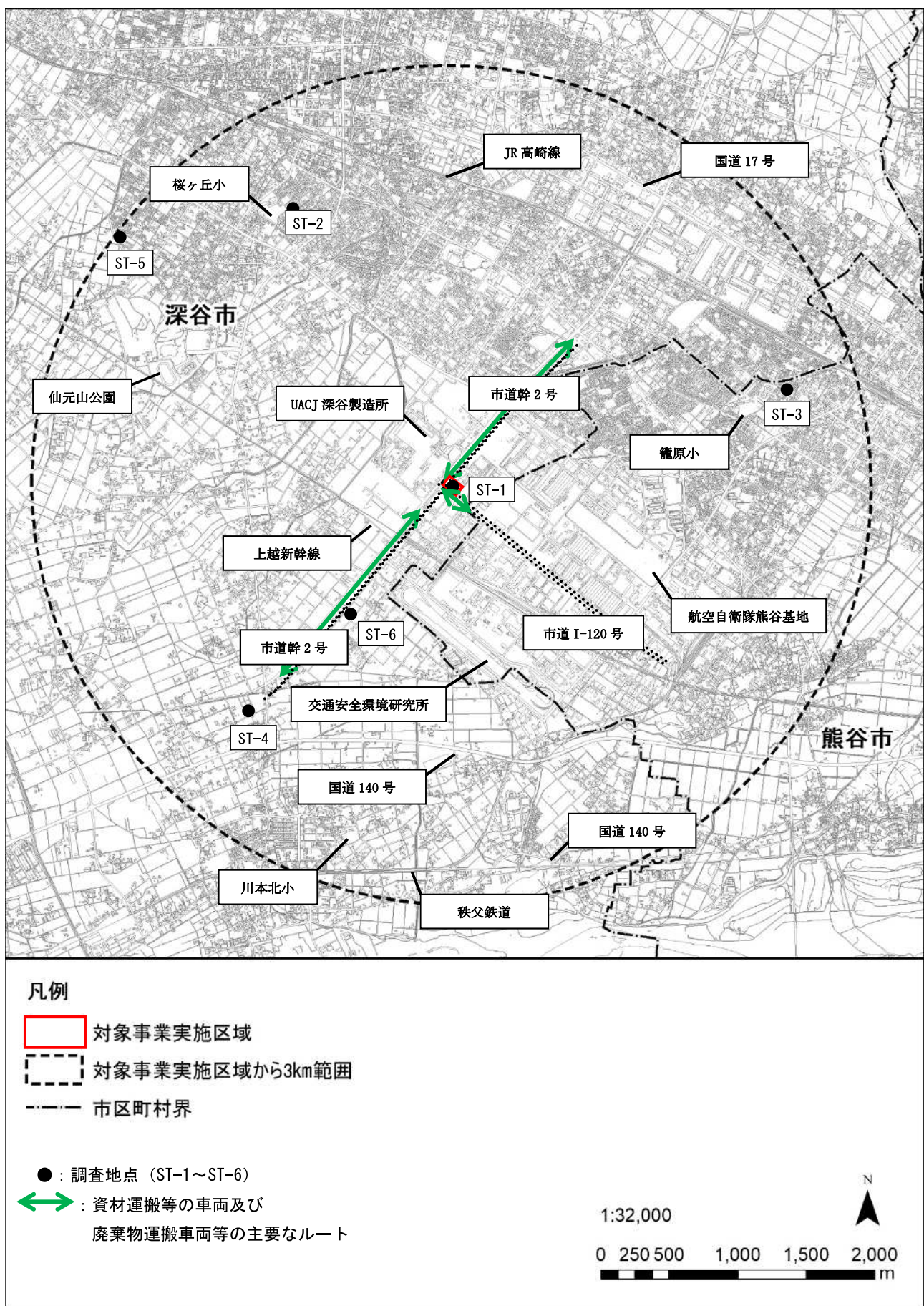
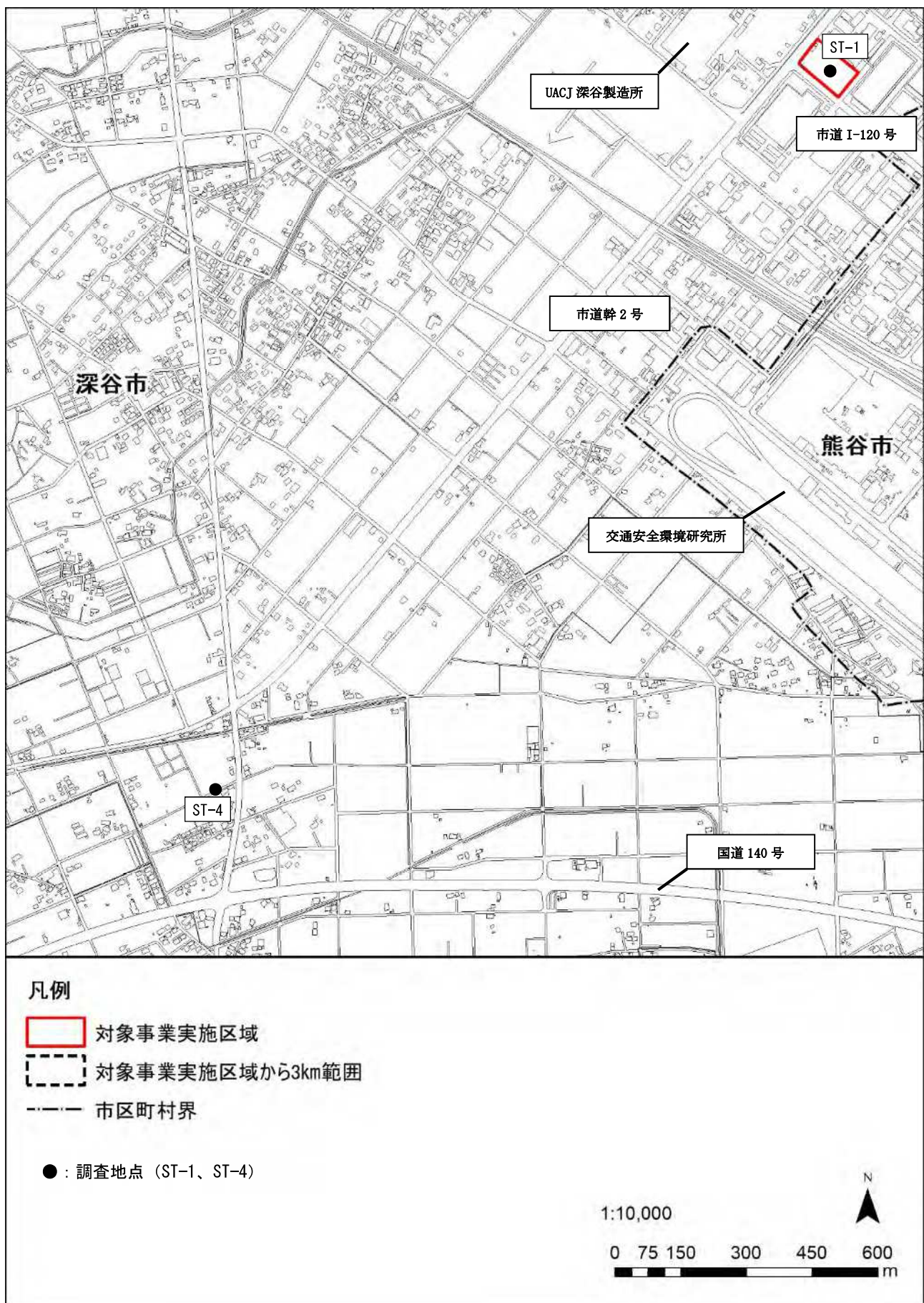


図 12-2-1 (1) 大気質の調査地点（環境大気、沿道大気、交通量等、気象の状況）



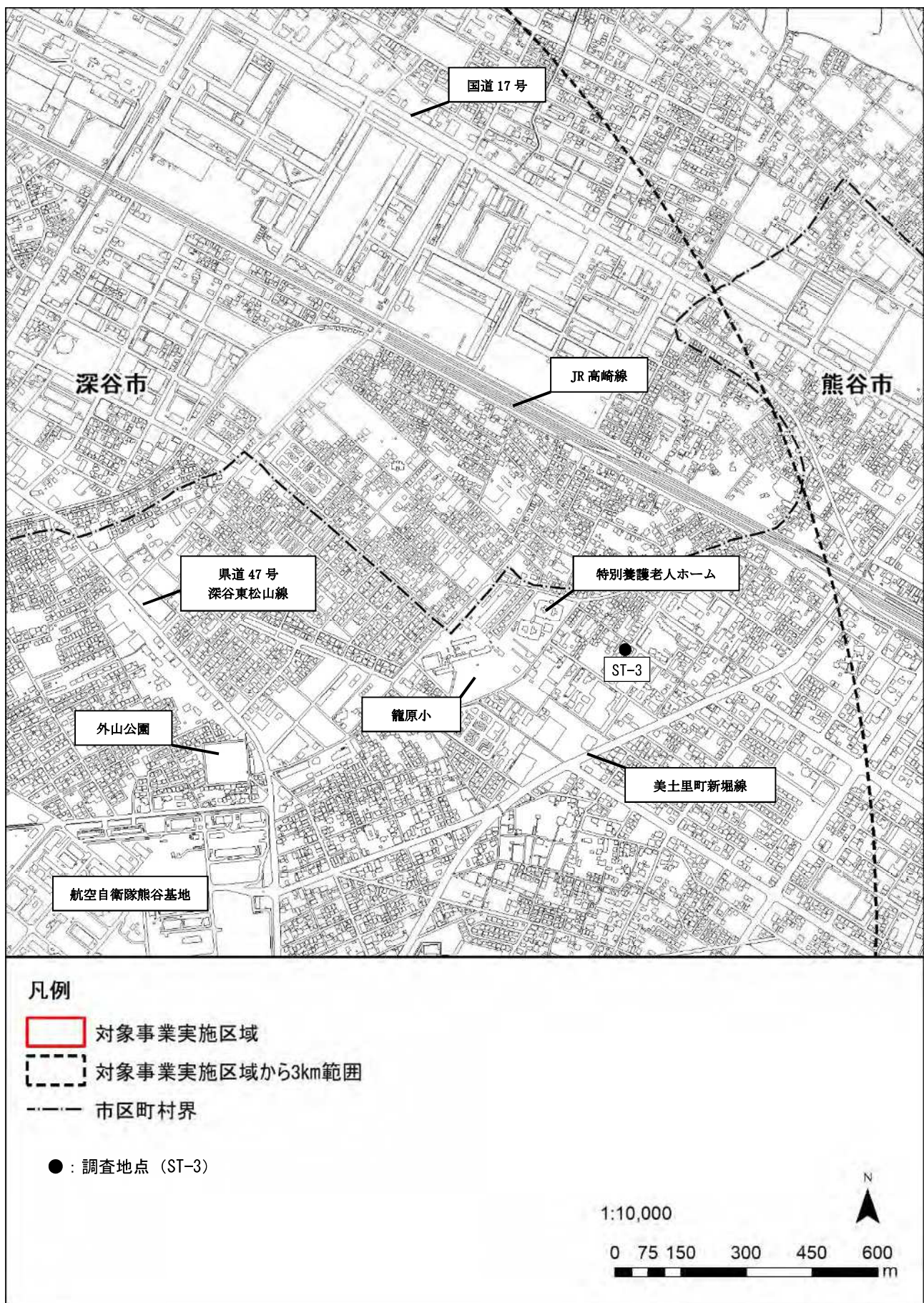


図 12-2-1(4) 大気質の調査地点 (環境大気)

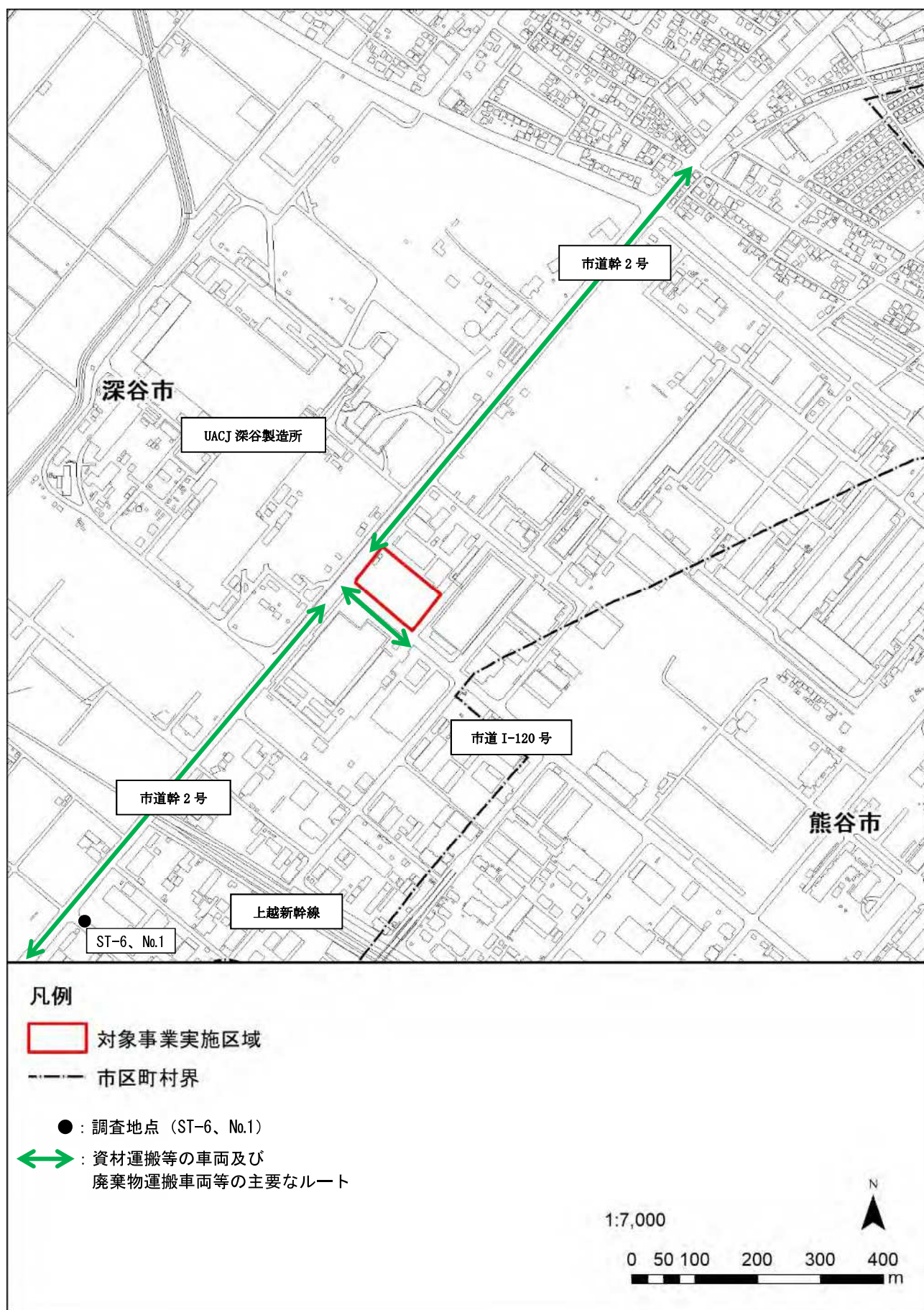


図 12-2-1 (5) 大気質の調査地点 (沿道大気、交通量)

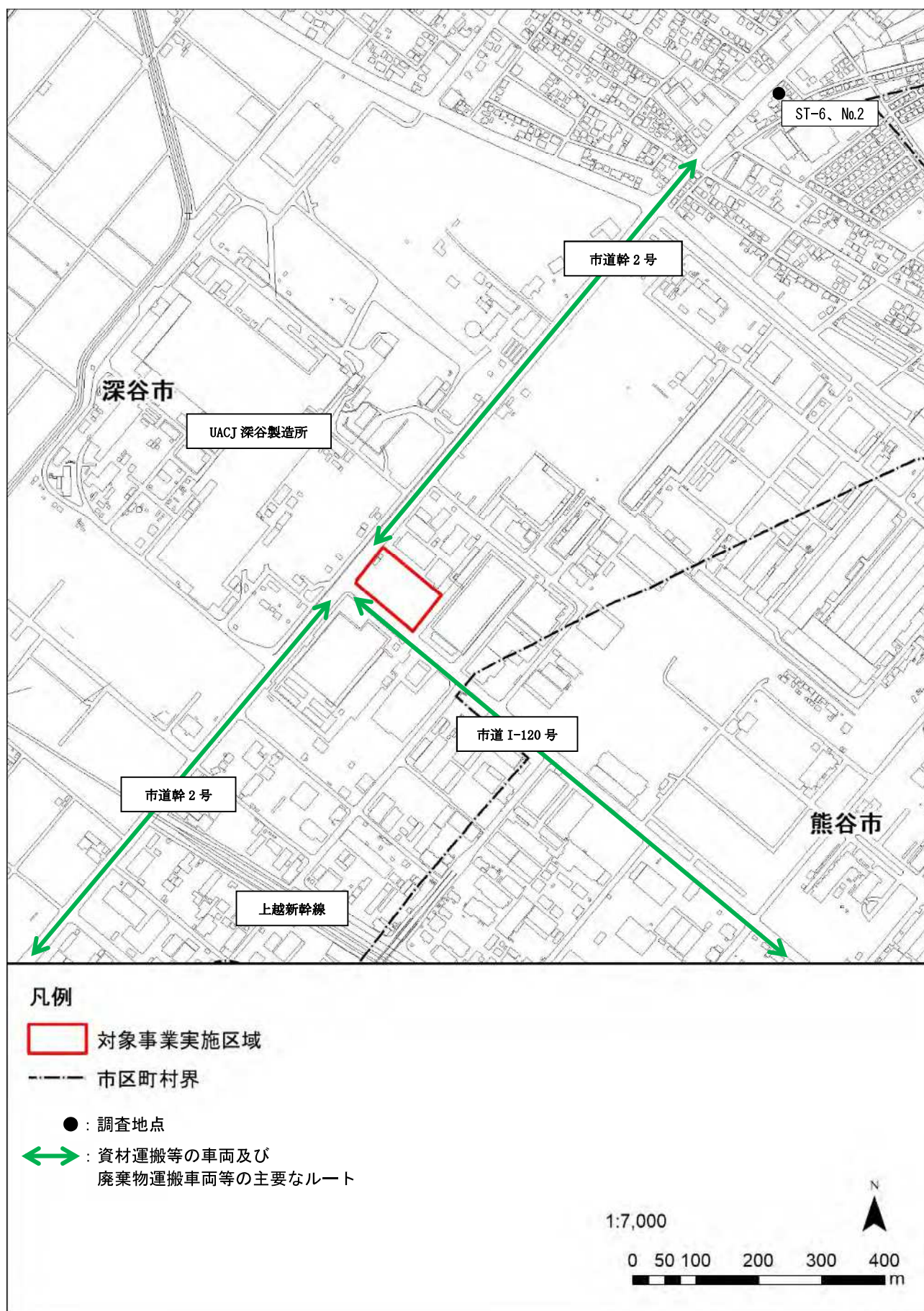


図 12-2-1 (6) 事後調査地点図 (騒音、振動)

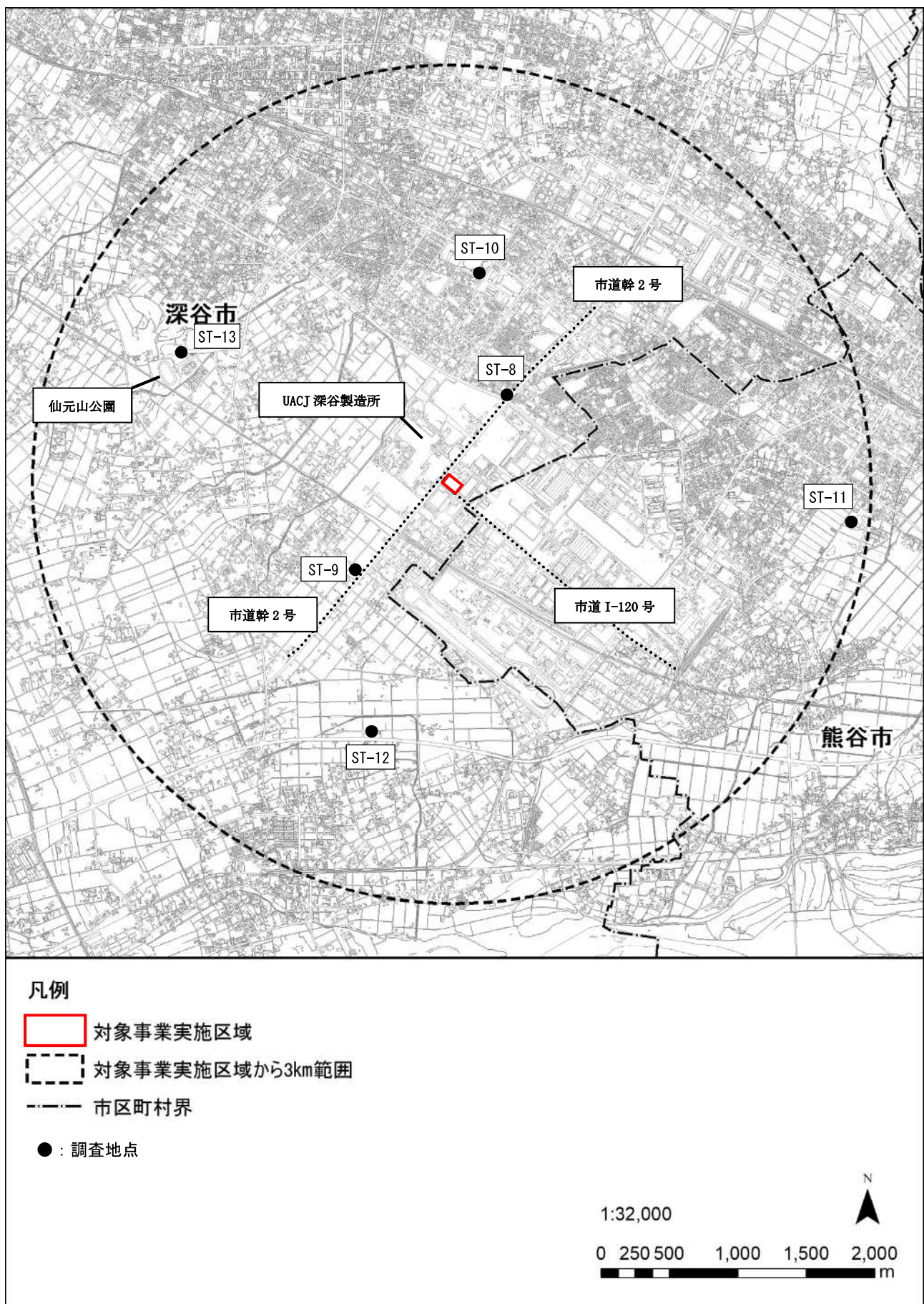


図 12-2-1(7) 事後調査地点図 (景観)

表 12-2-5 事後調査の工程

		令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年
工 事	既存建物解体	→					
	土工事		→				
	建築工事		→	→			
	プラント工事		→	→			
施設供用					→		
事後調査	大気質【工事中】	工事車両の走行ピーク時：7日間				→	
	【存在・供用時】					施設完成後：7日間	
	騒音【工事中】	工事車両の走行ピーク時：平日 7 時～19 時				→	
	【存在・供用時】				施設完成後：平日・休日 7 時～19 時		
	振動【工事中】	工事車両の走行ピーク時：平日 7 時～19 時				→	
	【存在・供用時】				施設完成後：平日・休日 7 時～19 時		
	景観					施設稼働後：1 回	
	【存在・供用時】					→	

注) 事後調査の実施期間は、現時点での想定であり、工事の進捗状況により変更する可能性がある。

12-3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、測定データを検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査を実施する。

その結果、環境影響が本事業に起因すると判断された場合には、事業者である株式会社シタラ興産が主体となり、改善のための措置等を検討、実施する。

12-4 事後調査の実施体制

12-4-1 事後調査書の提出時期

事後調査書は、工事中と施設の稼働時に分けて、それぞれの調査終了後に提出するものとし、提出時期は表 12-4-1 に示す予定とする。

表 12-4-1 事後調査書の提出時期（予定）

工事中	工事期間の調査終了後、速やかに提出するものとし、令和 7 年度末を目安とする。
存在・供用時	施設稼働の調査終了後、速やかに提出するものとし、令和 10 年度末を目安とする。

12-4-2 事後調査を実施する主体

事後調査は、事業者である株式会社シタラ興産が実施する。